

高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年高槻市条例第17号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

独自利用事務に係る特定個人情報の提供の求めに係る届出事項の変更の届出書

下記のとおり独自利用事務に係る特定個人情報の提供の求めに係る届出事項を変更したいので、番号法第19条第9号に基づく個人情報保護委員会規則第3条第5項の規定により届け出ます。

(1) 事務の名称	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年高槻市条例第17号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
(2) 届出番号	3
(3) 変更の内容	③提供を求める特定個人情報の追加又は削除及び準ずる法定事務の変更
(4) 変更の内容の詳細	各項目への戸籍関係情報の追加等
(5) 変更の理由	③準ずる法定事務において提供を求める特定個人情報の追加・削除があったもの
(6) 変更の理由の詳細 ※(5)で「その他」を選んだ時のみ記載	
(7) 変更の年月日	

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	高槻市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年高槻市条例第17号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第52号）別表第1第2の項 高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年高槻市条例第17号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第1条	高槻市ひとり親家庭の医療費に関する条例（昭和55年条例第17号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条</p> <p>この法律は、（父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭）の（生活の安定と自立の促進）に寄与するため、当該児童について（児童扶養手当を支給）し、もって（児童の福祉の増進）を図ることを目的とする。</p>	<p>第一条</p> <p>この条例は、（ひとり親家庭）に対し、（医療費の一部を助成）することにより、その（生活の安定）と（児童の健全な育成）を図り、もって（ひとり親家庭）の（福祉の増進）に資することを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第17号） 高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和55年規則第36号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第17号）第2条及び第5条第2項
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第5条による医療費の一部助成の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号イ	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第2項第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十四条二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ロ	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第2項第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ハ	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第1条の2第3項第3号 高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第1条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ニ	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第1項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ホ	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ハ	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ト	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第2項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項2号	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第11条高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第8条
事務の内容	児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭医療費受給資格変更届に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項2号イ	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第2項第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項2号ロ	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第2項第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項2号ハ	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第1条の2第3項第3号 高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第1条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項2号ニ	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第1項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項2号ホ	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項2号ハ	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第2項第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項3号	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第11条高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第8条
事務の内容	児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）第三条の二第一項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭医療費受給資格変更届及びひとり親家庭医療費受給資格喪失届に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項3号	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項6号	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第6条第1項
事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	更新の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項6号イ	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第2項第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項6号ロ	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第2項第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項6号ハ	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第1条の2第3項第3号 高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第1条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項6号ニ	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第1項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項6号カ	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項6号ハ	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項6号ト	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第2項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務5

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項8号	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第11条 高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第9条
事務の内容	児童扶養手当法施行規則第十二条の死亡の届出に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭医療費受給資格の死亡に伴う喪失届に係る事実についての審査に関する情報

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項8号	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第1項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2024年06月07日
独自利用事務の対象者	ひとり親家庭医療助成対象者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月17日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	36
保護評価書の名称	ひとり親家庭医療助成事務
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E9%AB%98%E6%A7%BB%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E5%8C%BB%E7%99%82%E5%8A%A9%E6%88%90%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=1&opn_date_from_month=4&opn_date_from_day=8&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=7&opn_date_to_day=8&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	